

## 国内クレジット制度（国内排出削減量認証制度）運営規則 改正案

### 新旧対照表

新	旧
<p>(略)</p> <p>第6章 国内クレジットの管理</p> <p>2. 国内クレジットの所有者の変更</p> <p>委員会は、国内クレジットの所有者から保有する国内クレジットの全部又は一部について、<u>その移転の申請があった場合は、委員会の定めるところにより</u>、申請に係る国内クレジットの所有者を変更し、その事項を管理・記録する。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第6章 国内クレジットの管理</p> <p>2. 国内クレジットの所有者の変更</p> <p>委員会は、国内クレジットの所有者から保有する国内クレジットの全部又は一部について、<u>当該国内クレジットに係る排出削減事業共同実施者への移転申請があった場合は</u>、申請に係る国内クレジットの所有者を変更し、その事項を管理・記録する。</p> <p>(略)</p>